

多数の者の集合する催しにおける防火対策の強化

～上尾市火災予防条例の一部改正について～

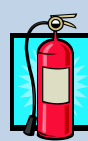
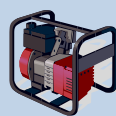
市では、平成 25 年 8 月に発生した京都府福知山市の花火大会火災を踏まえ、上尾市火災予防条例の一部改正を行い、平成 26 年 8 月 1 日から施行しました。

市内で開催されるイベントをより安心・安全なものとするため、条例改正の概要をお知らせします。以下の内容を御理解の上、御協力をお願いいたします。

主な改正の内容①

1 消火器の準備

(第 18 条～第 22 条)



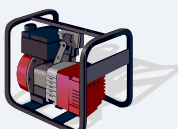
原則として、対象火気器具ごとに 1 本ずつ

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催し※₁で、対象火気器具等※₂を使用する場合には、屋内、屋外にかかわらず消火器の準備が必要です。

※₁ その他多数の者の集合する催しとは、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、一定の社会的広がりを持つもの（近親者のみのバーベキュー、幼稚園の保護者が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなどは、対象外です。）。

対象となる催しの例…高校・大学の学園祭、自治会の盆踊り・夏祭り、フリーマーケットなど

※₂ 対象火気器具とは、こんろ、発電機、ストーブ、ガス炊飯器、たこ焼き器、炭火焼器、わたあめ製造機などが該当します。



2 露店等の開設届出書 (第 45 条第 6 号)

1 で記載している催しにおいて、対象火気器具を使用する露店、屋台、模擬店などを開設する場合は出店数にかかわらず、露店等の開設届出書を、あらかじめ（おおむね 7 日前までに）消防長に届出する必要があります（届出先は、お近くの消防署、分署となります。）。



開設届



消防署・分署に届出

届出者は、露店等を開設する者が届け出ることが基本となりますが、一つの催しに複数の露店等が開設される場合は、催しの主催者が一括して届出してください。

主な改正の内容②

3 屋外での大規模な催しを開催する場合の防火管理

(1) 指定催しの指定（第42条の2）

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件※3に該当するもので、火災が発生した場合に人命、又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。

なお、催しを指定するときには、あらかじめ催しを主催する者の意見を聴き、指定した際には、催しを主催する者に通知し、公示※4します。

※3 大規模なものとして消防長が定める要件とは、「大規模な催しが開催可能な場所（【例】平方荒川河川敷の一部、上尾駅東口駅前的一部分、上尾丸山公園、上尾運動公園、伊奈町制施行記念公園など）で露店等の数が50店舗以上の規模の催しとして計画されている催し」と上尾市消防本部告示において規定しています。

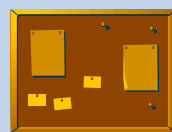
※4 通知の方法は、書面（指定通知書）をもって行い、公示は、市ホームページへの掲載、上尾市消防本部、上尾市東消防署、上尾市西消防署、各分署の掲示板に掲示します。



要件に該当する催しを予定



主催者の意見を聴く

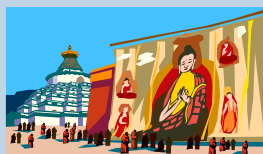


指定通知書を交付し、所定の場所へ掲示

(2) 屋外催しに係る防火管理（第42条の3）

(1)で指定催しに指定された催しの主催者は、「防火担当者」を定め、その者に「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成させるとともに、その計画に従って火災予防上必要な業務を行わせることが義務付けられました。

また、指定催しを開催する日の14日前までに当該計画を消防長に提出することが義務付けられました。



指定催しの主催者



防火担当者選任
計画の作成
計画に沿った業務



指定催しを開催する
14日前までに消防
本部予防課に提出

(3) 罰則（第49条・第50条）

指定催しを主催する者が、(2)の計画を提出しなかったときは、30万円以下の罰金に処されることがあります。

●お問い合わせ先

・上尾市消防本部予防課 TEL:048-775-1314

※予防課へのお問い合わせは、月～金曜日（祝日を除く）午前9時00分～午後4時30分

・東消防署 TEL:048-775-1310

・西消防署 TEL:048-725-2624

原市分署 TEL:048-722-5225

大谷分署 TEL:048-726-2771

上平分署 TEL:048-775-0119

平方分署 TEL:048-782-0911

伊奈分署 TEL:048-722-8111

